

愛媛労働局発表

令和6年8月19日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 賃金室
賃金室長 三好 勝也
賃金指導官 渡邊 彰彦
電話 089 - 935 - 5205

愛媛県最低賃金 時間額 956円を答申

～ 引上げ額 59円は時給に統一後の最高額～

令和6年8月19日、愛媛地方最低賃金審議会（会長：森本 明宏）は、愛媛労働局（局長：常盤 剛史）に対し、愛媛県最低賃金を59円引き上げて、時間額956円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

1 令和6年7月8日、愛媛労働局長から愛媛地方最低賃金審議会に対し諮問を行った愛媛県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、同年8月19日に、現行の最低賃金の時間額897円を59円引き上げ（引上げ率6.58%）て、956円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

効力発効の日は、令和6年10月13日の予定です。

2 この「59円」の引上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安の金額より9円高く、時給で示す現行方式となった平成14年（2002年）以降で最高額となります。

3 愛媛労働局では、この答申を踏まえ、本年度の愛媛県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしています。

1 最低賃金について

(1) 適用

愛媛県最低賃金は、愛媛県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2 過去 10 年間の改正状況

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
引上げ額 (円)	14	16	21	22	25
引上げ率 (%)	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38
時間額 (円)	680	696	717	739	764

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
引上げ額 (円)	26	3	28	32	44
引上げ率 (%)	3.40	0.38	3.53	3.90	5.16
時間額 (円)	790	793	821	853	897

3 関係法令

○最低賃金法第 4 条第 1 項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第 40 条

第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。

4 中小企業・小規模事業者への支援について

厚生労働省では、中小企業・小規模事業者への支援策として、最低賃金引上げに向けた環境整備を図るための「業務改善助成金」及び「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」を設けております（別添参照。）



最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額(大企業の場合は2/3)
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索

